



福岡県医発第 154 号 (総)

平成 19 年 4 月 20 日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公印省略)

「医療機能情報提供制度実施要領」及び「医療安全支援センター運営要領」について

標記の件につきまして、福岡県保健福祉部長を通じて、厚生労働省医政局長より別紙のとおり通知がまいりましたのでご連絡申し上げます。

本年 4 月の改正医療法の施行に伴い、医療機能情報提供制度が実施されることとなりました。本制度の実施にあたり、各都道府県における実施方法等について、別添のとおり「医療機能情報提供制度実施要領」が定められております。

また、改正医療法の施行に伴い、平成 19 年 4 月 1 日より、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならないとされ、これを受け、「医療安全支援センター運営要綱」が定められております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎

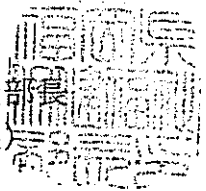


19医指第145号
平成19年4月11日

社団法人福岡県医師会長
社団法人福岡県歯科医師会長
社団法人福岡県病院協会
社団法人福岡県私設病院協会
社団法人福岡県精神科病院協会
全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健福祉部長
(医療指導課)



「医療機能情報提供制度実施要領」及び「医療安全支援センター
運営要領」について

本県の保健福祉行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

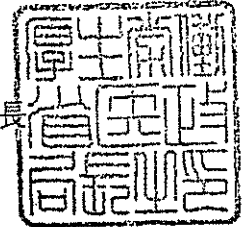
さて、標記の件について、厚生労働省医政局長から別添（写）のとおり通知がありましたのでお知らせします。



医政発第0330013号
平成19年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療機能情報提供制度実施要領について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）により、医療法（昭和23年法律第205号）の一部が改正され、改正後の医療法第6条の3及び関係法令により、医療機能情報提供制度が平成19年4月1日から実施されることとされたところである。

本制度の実施に当たり、各都道府県における実施方法等について、別添のとおり「医療機能情報提供制度実施要領」を定めたので、十分御了知の上、その実施に遺憾のないよう特段の御配慮をいただくとともに、管下職員等に対し周知願いたい。

医療機能情報提供制度実施要領

1 目的

病院、診療所及び助産所（以下「病院等」という。）に対し、当該病院等の有する医療機能に関する情報（以下「医療機能情報」という。）について、都道府県知事への報告を義務付け、都道府県知事は報告を受けた情報を住民・患者に対し分かりやすい形で提供することにより、住民・患者による病院等の適切な選択を支援することを目的とする。

2 情報の性格

- ・ 本制度は、病院等が自らの責任において医療機能情報を都道府県知事に対して報告し、報告を受けた都道府県知事は、基本的に当該医療機能情報をそのまま公表するものである。
- ・ そのため、病院等は、提供する医療について正確かつ適切な情報を報告するとともに、報告した情報に関して住民・患者からの相談等に適切に応じるよう努めなければならない。また、身近なかかりつけ医も、住民・患者からの相談等があった場合は、適切に応じるよう努めなければならない。
- ・ 病院等は、報告した医療機能情報について誤りがあることに気づいた場合、速やかにその訂正を都道府県知事に申し出ることとし、都道府県知事は所要の是正措置を行うものとする。
- ・ 病院等の中には、企業内の診療所のように原則として特定の者を対象とするものもある。対象者が不明な場合など病院等が提供する医療機能情報に疑義がある場合には、直接病院等に問い合わせ等を行うよう留意しなければならない。

3 実施主体

- ・ 都道府県を実施主体とする。
- ・ ただし、本制度を実施するに相応しい法人に対して委託することは差し支えない。この場合において、都道府県は住民・患者への情報提供が円滑に行われるよう、十分な連携・調整を図るものとする。

4 実施体制

(1) 都道府県における実施体制

- ・ 都道府県の医政担当部局において実施することを基本とする。
- ・ 地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、制度の実施に関する事務の一部（調査票の送付・回収、病院等から医療機能情報の報告がなされない場合や虚偽の報告がなされた場合における病院等への指導等）を、市町村及び特別区に処理させることができる。ただし、この場合においても、都道府県が制度実施の責任主体であり、最終的な医療機能情報の公表は都道府県において行うものである。
- ・ 都道府県から外部の法人へ委託を行う場合は、相互に緊密な連携・協力を図り実施することとする。
- ・ 住民・患者からの医療機能情報についての質問・相談及びそれに対する助言等については、質問・相談に関する窓口を設ける等、案内体制を整備して適切に行うものとする。
- ・ 都道府県において、医療機能情報についての質問、相談に応じ、助言等を行う場合においては、新しい医療計画制度に基づく事業毎の医療連携体制についての情報提供も行うことが適当である。
- ・ 本制度は、病院等の医療機能情報について、都道府県が報告を受け、公表することを義務付けるものであるが、各都道府県で救急・災害医療情報を含む独自の情報提供体制を既に実施している場合において、これと別に整備を行うことを求めるものではない。また、情報の範囲についても、国で定める範囲を超える情報提供について認めないものではなく、各都道府県が独自に、より積極的な情報の提供を行う場合には、その積極的な活用を図られたい。

(2) 医療機能情報の報告手続

① 医療機能情報の報告時期

- ・ 病院等の管理者は、当該病院等の所在地の都道府県知事に対し、都道府県知事が定める時点における法令で定める医療機能情報を報告することとする。
- ・ 病院等の管理者は、報告した医療機能情報のうち一定のもの（②参照。）に修正又は変更があった場合には、都道府県知事に対して速やかに修正又は変更を報告することとする。

② 医療機能情報の報告方法

- ・ 都道府県知事は、紙媒体又は電子媒体による調査票の送付及び回収等、都道府県知事の定める方法により、年1回以上、病院等に対して医療機能情報を報告させることとする。
- ・ 都道府県知事は、情報の正確性を確保する観点から、定期的な報告に際して、保健所設置市・特別区に対し、当該保健所設置市・特別区の区域内に所在する病院等（特に、診療所及び助産所）の情報について、照会を行うことができることとする。
- ・ 医療機能情報の修正又は変更の報告については、

ア ①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の住民案内用電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診療日（診療科目別）、⑧診療時間（診療科目別）、⑨病床の種別及び届出又は許可病床数については、病院等の基本情報として重要な事項である。そのため、病院等の管理者は、当該基本情報に修正又は変更があった時点で、都道府県知事に対して都道府県知事の定める方法により報告を行わなければならないこととする。

なお、医療法第7条及び第8条に基づく開設許可等の事項の変更の届出については、本制度に基づく修正又は変更の報告とは別に行うものとする。

イ 基本情報以外の情報については、病院等の管理者は、都道府県知事の定める年1回以上の定期的な報告を行うこととする。また、都道府県知事は、病院等に対して、医療機能情報に修正又は変更があった場合に、定期的な報告に加えて随時報告させても差し支えない。

- ・ なお、この要領で定めるもの以外の情報であっても、都道府県が独自の取組により収集し、公表することは差し支えない。

③ 医療機能情報の確認

- ・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報の内容について、確認が必要と認める場合には、保健所設置市・特別区等に対し、当該病院等に関する必要な情報の提供を求めることができる。
- ・ 都道府県知事は、病院等が報告を行わない場合や誤った報告を行ったと認める場合には、当該病院等の開設者又は管理者に対し、適切な報告を行うよう指導することができる。

なお、上記指導に従わない場合や故意に虚偽の報告を行うなど悪質であると認められる場合には、医療法第6条の3第6項に基づき、病院等の開

設者に対し、管理者をして報告又は報告内容の是正を行わせることを命ずることができる。

- ・ 都道府県知事は、報告された医療機能情報の全部又は一部について、照会・確認等を行うにもかかわらず応答がなされず確認ができない場合や、是正命令を行い是正がなされるまでの期間においては、真偽が未確認である当該情報について公表を一時的に停止することは、本制度の目的からみて差し支えないものである。この場合において、未確認である当該情報については、照会、確認の過程等である旨が分かるように留意すること。

(3) 医療機能情報の公表手続

① 医療機能情報の公表時期

- ・ 都道府県知事は、病院等から報告された医療機能情報については、速やかに公表しなければならない。

② 医療機能情報の公表方法

- ・ 都道府県知事は、インターネットを通じて、病院等から報告された医療機能情報を公表するものとする。インターネットを通じた公表については、住民・患者による病院等の選択に資するよう医療機能情報に基づく一定の検索機能を有するシステムを整備することとする。
- ・ 都道府県知事は、インターネットを使用できない環境にある住民・患者に配慮し、インターネットを通じた公表と併せて、都道府県担当部署や医療安全支援センター等において、紙媒体又は備え付けのインターネット端末により、公表するものとする。

また、都道府県知事が、インターネット及び紙媒体又は備え付けのインターネット端末以外に、電話による医療機能情報に関する照会への対応等、独自の取組を行うことも差し支えない。

- ・ また、各都道府県においては、医療機能情報の公表に際して、2で示す情報の性格について、注意事項として、インターネットを通じた公表システム上に示すこととする。

- ・ 都道府県知事は、隣接する都道府県の公表する医療機能情報についても住民が利用できるよう、リンクの設定等適切な措置を講ずるものとする。

この点に関し、都道府県知事は、隣接する他の都道府県知事から医療機能情報に関してリンクの設定等の依頼があった場合は、これに応じるよう努めるものとする。

(4) 医療機関による情報提供

- ・ 病院等は、都道府県知事へ報告した情報について、当該病院等において閲覧に供しなければならない。その際、書面による閲覧に代えて、電子媒体等による情報の提供を行うことができるものとする。
- ・ 病院等が情報の提供を行っていない場合には、都道府県知事は、情報提供を行うよう指導することができるものとする。
- ・ また、病院等においても、住民・患者からの当該病院等の医療機能情報に関する相談・照会等に対して、適切に対応するよう努めるものとするとともに、身近なかかりつけ医においても、患者から他の病院等に対する相談・質問等があった場合は、適切に対応するよう努めるものとする。

(5) 経過措置等

- ・ 本制度は、平成19年4月1日より施行となるが、都道府県において、公表システムの開発等の実施に向けた準備に時間を要することを踏まえ、平成19年度においては、都道府県知事は、法令で定める情報のうち、①病院等の名称、②病院等の開設者、③病院等の管理者、④病院等の所在地、⑤病院等の住民案内用電話番号及びファクシミリ番号、⑥診療科目、⑦診療日（診療科目別）、⑧診療時間（診療科目別）、⑨病床の種別及び届出又は許可病床数の基本情報及び都道府県知事が定める情報について、病院等から報告を求め、都道府県知事の定める方法により公表することで足りることとする。
- ・ 病院等が報告する医療機能情報については、今後必要に応じ、厚生労働省医政局が設置する検討会における審議を経た上で、段階的に項目を見直すものとする。特に、制度開始時に対象となっていない病院等の治療結果等のアウトカム情報については、各病院等の特殊性や重症度の違い等による影響やその補正のための手法等、客観的評価を可能とするための研究開発の促進のため、一定の病院について、提供する医療の実績情報に関するデータを収集し、さらに、医療の質の向上、アウトカム情報の信頼性の向上を図るための取り組みを進め、公表可能な項目の追加を図るものとする。

医療機関の医療機能に関する報【病院】

1.管理・運営・サービス等に関する事項		注記
(1)基本情報		
1 病院の名称		※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2 病院の開設者		
3 病院の管理者		
4 病院の所在地		※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5 案内用電話番号及びファクシミリ番号		
6 診療科目		※医療法施行令第5条の11に基づく診療科目名
7 診療日(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
8 診療時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
9 病床種別及び届出・許可病床数		
(2)病院へのアクセス		
10 病院までの主な利用交通手段		※表記方法は都道府県の任意
11 病院の駐車場	有無	
	駐車台数	
	有料・無料の別	
12 案内用ホームページアドレス		
13 案内用電子メールアドレス		
14 外来受付時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
15 予約診療の有無		※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
16 時間外対応		※別表
17 面会の日及び時間帯		
(3)院内サービス等		
18 医療に関する相談に対する体制の状況	医療に関する相談窓口の設置の有無	
	相談員の人数	
19 院内処方の有無		
20 入院食の提供方法		
21 対応することができる外国語の種類		※表記方法は都道府県の任意
22 障害者に対するサービス内容		※別表
23 車椅子利用者に対するサービス内容		※別表
24 病院内の売店又は食堂の有無		
25 受動喫煙を防止するための措置		※別表

(4)費用負担等			
26	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		※別表
27	選定療養	「特別の療養環境の提供」に係る全病床に占める差額ベッド数及びその金額	
		「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
		「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
		「病床数が200以上の病院について受けた初診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
		「病床数が200以上の病院について受けた再診」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
28	先進医療の実施の有無及び内容		※記入式(文字数等の制限可)
29	治験の実施の有無及び契約件数		前年度〇/〇～〇/〇の件数
30	クレジットカードによる料金の支払いの可否		
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
31	専門医の種類及び人数		※別表
32	保有する施設設備		※別表
33	併設している介護施設		※別表
34	対応することができる可能な疾患・治療内容		※別表
35	対応することができる短期滞在手術		※別表
36	専門外来の有無及び内容		※記入式(文字数等の制限可)
37	健康診断、健康相談の実施	健康診断実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
		健康相談実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
38	対応することができる予防接種		※別表
39	対応することができる在宅医療		※別表
40	対応することができる介護サービス		※別表
41	セカンド・オピニオンに関する状況	セカンド・オピニオンのための診療情報提供の有無	
		セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金	
42	地域医療連携体制	医療連携体制に対する窓口設置の有無	
		地域連携クリティカルパスの有無	
43	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に対する窓口設置の有無		

3. 医療の実績、結果に関する事項			
44	病院の人員配置	医療従事者の人数	※別表
		外来患者を担当する医療従事者の人数	※別表
		入院患者を担当する医療従事者の人数	※別表
45	看護師の配置状況		※一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床別の看護配置(入院基本料)
46	法令上の義務以外の医療安全対策	医療安全についての相談窓口設置の有無	
		医療安全管理者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
		安全管理部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
		医療事故情報収集等事業への参加の有無	
47	法令上の義務以外の院内感染対策	院内感染対策を行う者の配置の有無及び専任又は兼任の別	
		院内感染対策部門の設置の有無及び部門の構成員の職種	
		院内での感染症の発症率に関する分析の実施の有無	
48	入院診療計画策定時における院内の連携体制の有無		
49	診療情報管理体制	オーダリングシステムの導入の有無及び導入状況	
		ICDコードの利用の有無	
		電子カルテシステムの導入の有無	
		診療録管理専任従事者の有無及び人数	
50	情報開示に関する窓口の有無		
51	症例検討体制	臨床病理検討会の有無	
		予後不良症例に関する院内検討体制の有無	
52	治療結果情報	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析の有無	
		死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等治療結果に関する分析結果の提供の有無	
53	患者数	病床種別ごとの患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
		外来患者の数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
		在宅患者の数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
54	平均在院日数		前年度〇/〇～〇/〇の日数
55	患者満足度調査	患者満足度調査実施の有無	
		患者満足度調査結果の提供の有無	
56	(財)日本医療機能評価機構による認定の有無		

医療機関の医療機能に関する情報【診療所】

1.管理・運営・サービス等に関する事項		注記
(1)基本情報		
1 診療所の名称		※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2 診療所の開設者		
3 診療所の管理者		
4 診療所の所在地		※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5 案内用電話番号及びファクシミリ番号		
6 診療科目		※医療法施行令第5条の11に基づく診療科目名
7 診療日(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
8 診療時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
9 病床種別及び届出・許可病床数		
(2)診療所へのアクセス		
10 診療所までの主な利用交通手段		※表記方法は都道府県の任意
11 診療所の駐車場	有無	
	駐車台数	
	有料・無料の別	
12 案内用ホームページアドレス		
13 案内用電子メールアドレス		
14 外来受付時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
15 予約診療		※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
16 時間外対応		※別表
17 面会の日及び時間帯		
(3)診療所内サービス等		
18 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		
19 院内処方の有無		
20 対応することができる外国語の種類		※表記方法は都道府県の任意
21 障害者に対するサービス内容		※別表
22 車椅子利用者に対するサービス内容		※別表
23 受動喫煙を防止するための措置		※別表

(4)費用負担			
24	保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		※別表
25	選定療養	「特別の療養環境の提供」に係る全病床に占める差額ベッド数及びその金額	
		「予約に基づく診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
		「保険医療機関が表示する診療時間以外の時間における診察」に係る特別の料金の徴収の有無及びその金額	
26	治験の実施の有無及び契約件数		前年度〇/〇～〇/〇の件数
27	クレジットカードによる料金支払いの可否		
2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
28	専門医の種類及び人数		※別表
29	併設している介護関係施設等		※別表
30	対応することができる疾患・治療内容		※別表
31	対応することができる短期滞在手術		※別表
32	専門外来の有無及び内容		※記入式(文字数等の制限可)
33	健康診断、健康相談の実施	健康診断実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
		健康相談実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
34	対応することができる予防接種		※別表
35	対応することができる在宅医療		※別表
36	対応することができる介護サービス		※別表
37	セカンド・オピニオンに関する状況	セカンド・オピニオンのための診療情報提供の有無	
		セカンド・オピニオンのための診療の有無及び料金	
38	地域医療連携体制	医療連携体制に対する窓口設置の有無	
		地域連携クリティカルパスの有無	
39	地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携体制		

3. 医療の実績、結果に関する事項			
40	診療所の人員配置	医療従事者の人数	※別表
41	看護師の配置状況		※一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床別の看護配置(入院基本料)
42	法令に基づく義務以外の医療安全対策	医療事故情報収集等事業への参加の有無	
43	法令に基づく義務以外の院内感染対策	院内での感染症の発症率に関する分析の有無	
44	電子カルテシステムの導入の有無		
45	情報開示に関する窓口の有無		
46	治療結果情報	死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等 治療結果に関する分析の有無	
		死亡率、再入院率、疾患別・治療行為別の平均在院日数等 治療結果に関する分析結果の提供の有無	
47	患者数	病床種別ごとの患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
		外来患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
		在宅患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
48	平均在院日数		前年度〇/〇～〇/〇の日数
49	患者満足度調査	患者満足度調査実施の有無	
		患者満足度調査結果の提供の有無	

医療機関の医療機能に関する情報【歯科診療所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		注記
(1)基本情報		
1 診療所の名称		※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2 診療所の開設者		
3 診療所の管理者		
4 診療所の所在地		※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5 案内用電話番号及びファクシミリの番号		
6 診療科目		※医療法施行令第5条の11に基づく診療科目名
7 診療日(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
8 診療時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
(2)診療所へのアクセス		
9 診療所までの主な利用交通手段		※表記方法は都道府県の任意
10 診療所の駐車場	有無	
	駐車台数	
	有料又は無料の別	
11 案内用ホームページアドレス		
12 案内用電子メールアドレス		
13 外来受付時間(診療科目別)		※表記方法は都道府県の任意
14 予約診療		※表記方法は都道府県の任意(診療科の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
(3)診療所内サービス等		
15 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		
16 院内処方の有無		
17 対応することができる外国語の種類		※表記方法は都道府県の任意
18 障害者に対するサービス内容		※別表
19 車椅子利用者に対するサービス内容		※別表
20 受動喫煙を防止するための措置		※別表
(4)費用負担		
21 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類		※別表
22 クレジットカードによる料金の支払いの可否		

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項			
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス			
23	専門医の種類		※別表
24	対応することができる疾患・治療内容		※別表
25	専門外来		※記入式(文字数等の制限可)
26	健康診断、健康相談の実施	健康診断実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
		健康相談実施の有無及び内容	※記入式(文字数等の制限可)
27	対応することができる在宅医療		※別表
3. 医療の実績、結果に関する事項			
28	歯科診療所の人員配置	医療従事者の人数	※別表
29	情報開示に関する窓口の有無		
30	患者数	外来患者数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
31	患者満足度調査	患者満足度調査実施の有無	
		患者満足度調査結果の提供の有無	

医療機関の医療機能に関する情報【助産所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項		注記
(1)基本情報		
1 助産所の名称		※正式名称(フリガナ)・英語表記(ローマ字表記)
2 助産所の開設者		
3 助産所の管理者		
4 助産所の所在地		※郵便番号・住所(フリガナ)・英語表記
5 案内用電話番号及びファクシミリの番号		
6 就業日		※表記方法は都道府県の任意
7 就業時間		※表記方法は都道府県の任意
(2)助産所へのアクセス		
8 助産所までの主な利用交通手段		※表記方法は都道府県の任意
9 助産所の駐車場	有無	
	駐車台数	
	有料又は無料の別	
10 案内用ホームページアドレス		
11 案内用電子メールアドレス		
12 外来受付時間		※表記方法は都道府県の任意
13 予約の有無		※表記方法は都道府県の任意(診療料の別、初診・再診の別、予約用電話番号等)
14 救急対応		
15 助産所の運営形態		
16 面会の日及び時間帯		
(3)助産所内サービス・アメニティ		
17 対応することができる外国語の種類		※表記方法は都道府県の任意
18 障害者に対するサービス内容		※別表
19 車椅子利用者に対するサービス内容		※別表
20 受動喫煙を防止するための措置		※別表
(4)費用負担		
21 クレジットカードによる料金の支払いの可否		

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1) 診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
22	家族付き添い室の有無	
23	妊産婦等に対する相談又は指導	※別表
3. 医療の実績、結果に関する事項		
24	助産所の人員配置	医療従事者の人数 ※別表
25	分娩取扱数	前年度〇/〇～〇/〇の人数
26	妊産婦等満足度調査	妊産婦等満足度調査実施の有無
		妊産婦等満足度調査結果の提供の有無

【病院・診療所・助産所用】

厚生労働省令で定めるもの		厚生労働大臣が定めるもの	件数
1) 時間外対応		1 終日の対応	
		2 病院又は診療所における緊急時の連絡先への連絡による対応	
		3 連携する病院又は診療所への電話の転送	
2) 助産所の業務形態		1 助産所内における業務の実施	
		2 出張による業務の実施	
3) 障害者に対するサービス内容		1 手話による対応	
		2 施設内の情報の表示	
		3 音声による情報の伝達	
		4 施設内点字ブロックの設置	
		5 点字による表示	
4) 車椅子利用者に対するサービス内容		1 施設のバリアフリー化の実施	
5) 受動喫煙防止対策		1 施設内における全面禁煙の実施	
		2 喫煙室の設置	
6) 入院食の提供方法		1 適時及び適温による食事の提供	
		2 病床外での食事	
		3 選択可能な入院食の提供	
7) 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院等の種類		1 保険医療機関	
		2 自由診療のみを行う医療機関	
		3 労災保険指定医療機関	
		4 更生医療指定医療機関	
		5 育成医療指定医療機関	
		6 精神通院医療指定医療機関	
		7 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関	
		8 精神保健福祉法に基づく指定病院・応急入院指定病院	
		9 精神保健指定医の配置されている医療機関	
		10 生活保護法指定医療機関	
		11 医療保護施設	
		12 結核予防法指定医療機関	
		13 指定養育医療機関	
		14 戦傷病者特別援護法指定医療機関	
		15 原子爆弾被害者医療指定医療機関	
		16 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関	
		17 感染症指定医療機関(特定・第一種・第二種)	
		18 公害医療機関	
		19 母体保護法指定医の配置されている医療機関	
		20 特定機能病院	
		21 地域医療支援病院	
		22 災害拠点病院	
		23 へき地医療拠点病院	
		24 小児救急医療拠点病院	
		25 救命救急センター	
		26 臨床研修指定病院	
		27 外国医師(歯科医師)臨床修練指定病院	
		28 がん診療連携拠点病院	
		29 エイズ治療拠点病院	
		30 肝疾患診療連携拠点病院	
		31 特定疾患治療研究事業指定医療機関	
		32 在宅療養支援診療所	
		33 DPC対象病院	

		34	指定療育医療医療機関	
		35	小児慢性特定疾患治療研究事業指定医療機関	
		36	無料低額診療事業実施医療機関	
		37	総合周産期母子医療センター	
		38	地域周産期母子医療センター	
		39	不妊専門相談センター	
		40	思春期クリニック事業実施医療機関	
8)	専門医	1	整形外科専門医((社)日本整形外科学会)	
		2	皮膚科専門医((社)日本皮膚科学会)	
		3	麻酔科専門医((社)日本麻酔科学会)	
		4	放射線科専門医((社)日本放射線学会)	
		5	眼科専門医((財)日本眼科学会)	
		6	産婦人科専門医((社)日本産科婦人科学会)	
		7	耳鼻咽喉科専門医((社)日本耳鼻咽喉科学会)	
		8	泌尿器科専門医((社)日本泌尿器科学会)	
		9	形成外科専門医((社)日本形成外科学会)	
		10	病理専門医((社)日本病理学会)	
		11	内科専門医((社)日本内科学会)	
		12	外科専門医((社)日本外科学会)	
		13	糖尿病専門医((社)日本糖尿病学会)	
		14	肝臓専門医((社)日本肝臓学会)	
		15	感染症専門医((社)日本感染症学会)	
		16	救急科専門医(有限責任中間法人日本救急医学会)	
		17	血液専門医((社)日本血液学会)	
		18	循環器専門医((社)日本循環器学会)	
		19	呼吸器専門医((社)日本呼吸器学会)	
		20	消化器病専門医((財)日本消化器病学会)	
		21	腎臓専門医((社)日本腎臓学会)	
		22	小児科専門医((社)日本小児科学会)	
		23	口腔外科専門医((社)日本口腔外科学会)	
		24	内分泌代謝科専門医((社)日本内分泌学会)	
		25	消化器外科専門医(有限責任中間法人日本消化器外科学会)	
		26	超音波専門医((社)日本超音波医学会)	
		27	細胞診専門医(特定非営利活動法人日本臨床細胞学会)	
		28	透析専門医((社)日本透析医学会)	
		29	脳神経外科専門医((社)日本脳神経外科学会)	
		30	リハビリテーション科専門医((社)日本リハビリテーション医学会)	
		31	老年病専門医((社)日本老年医学会)	
		32	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)	
		33	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本血管外科学会)	
		34	心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会)	
		35	呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会)	
		36	呼吸器外科専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器外科学会)	
		37	消化器内視鏡専門医((社)日本消化器内視鏡学会)	
		38	小児外科専門医(特定非営利活動法人日本小児外科学会)	
		39	神経内科専門医(有限責任中間法人日本神経学会)	
		40	リウマチ専門医(有限責任中間法人日本リウマチ学会)	
		41	歯周病専門医(特定非営利活動法人日本歯周病学会)	
		42	乳腺専門医(有限責任中間法人日本乳癌学会)	
		43	臨床遺伝専門医(有限責任中間法人日本人類遺伝学会)	
		44	漢方専門医((社)日本東洋医学会)	
		45	レーザー専門医(特定非営利活動法人日本レーザー医学会)	
		46	気管支鏡専門医(特定非営利活動法人日本呼吸器内視鏡学会)	
		47	歯科麻酔専門医(有限責任中間法人日本歯科麻酔学会)	
		48	小児歯科専門医(有限責任中間法人日本小児歯科学会)	
		49	アレルギー専門医((社)日本アレルギー学会)	
		50	核医学専門医(有限責任中間法人日本核医学会)	

		51 気管食道科専門医(特定非営利活動法人日本気管食道科学会)	
9) 保有する施設設備	1	集中治療室(ICU)	
	2	冠状動脈疾患用集中治療室(CCU)	
	3	脳卒中専用集中治療室(SCU)	
	4	呼吸器疾患専用集中治療室(RCU)	
	5	新生児集中治療室(NICU)	
	6	母体胎児集中治療室(MFICU)	
	7	広範熱傷特定集中治療室	
	8	手術室	
	9	無菌治療室	
	10	機能訓練室	
	11	精神科保護室	
	12	病理解剖室	
	13	高気圧酸素治療室	
	14	患者搬送車(ヘリコプター含む)	
	15	新生児搬送車	
10) 併設している介護施設	1	介護老人福祉施設	
	2	介護老人保健施設	
	3	居宅介護支援事業所	
	4	介護予防支援事業所	
	5	老人介護支援センター	
	6	(介護予防)訪問看護ステーション	
	7	(介護予防)通所介護事業所	
	8	(介護予防)通所リハビリテーション事業所	
	9	(介護予防)短期入所生活介護事業所	
	10	(介護予防)短期入所療養介護事業所	
	11	(介護予防)特定施設(有料老人ホーム等)	
	12	(介護予防)認知症対応型通所介護事業所	
	13	(介護予防)小規模多機能型居宅介護事業所	
	14	(介護予防)認知症対応型グループホーム	
	15	地域密着型特定施設(有料老人ホーム等)	
	16	地域密着型介護老人福祉施設	
11) 対応できる疾患・治療内容	1.皮膚・形成外科領域		
	1	皮膚・形成外科領域の一次診療	
	2	真菌検査	
	3	皮膚生検	
	4	凍結療法	
	5	光線療法(紫外線・赤外線・PUVA)	
	6	中等症の熱傷の入院治療	
	7	顔面外傷の治療	
	8	皮膚悪性腫瘍手術	○
	9	皮膚悪性腫瘍化学療法	
	10	良性腫瘍・母斑その他の切除・縫合手術	
	11	マイクロサージャリーによる遊離組織移植	
	12	唇顎口蓋裂手術	○
	13	アトピー性皮膚炎の治療	
	2.神経・脳血管領域		
	1	神経・脳血管領域の一次診療	
	2	脳波検査	
	3	長期継続頭蓋内脳波検査	
	4	光トポグラフィー	
	5	神経磁気診断	
	6	頭蓋内圧持続測定	
	7	頭部動脈血栓内膜剥離術	○

	8-1	選択的脳血栓・塞栓溶解術(24時間対応)	○
	8-2	選択的脳血栓・塞栓溶解術(上記以外)	
	9	抗血栓療法	
	10-1	頭蓋内血腫除去術(24時間対応)	○
	10-2	頭蓋内血腫除去術(上記以外)	
	11-1	脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)(24時間対応)	○
	11-2	脳動脈瘤根治術(被包術、クリッピング)(上記以外)	
	12	脳動静脈奇形摘出術	○
	13	脳血管内手術	○
	14	脳腫瘍摘出術	○
	15	脊髄腫瘍摘出術	○
	16	悪性脳腫瘍放射線療法	
	17	悪性脳腫瘍化学療法	
	18	小児脳外科手術	
	19	機能的脳神経手術(てんかん手術を含む)	○
		3.精神科・神経科領域	
	1	精神科・神経科領域の一次診療	
	2	臨床心理・神経心理検査	
	3	精神療法	
	4	精神分析療法	
	5	心身医学療法	
	6	終夜睡眠ポリグラフィー	
	7	禁煙指導(ニコチン依存症管理)	
	8	思春期のうつ病、躁うつ病	
	9	睡眠障害	
	10	摂食障害(拒食症・過食症)	
	11	アルコール依存症	
	12	薬物依存症	
	13	神経症性障害(強迫性障害、不安障害、パニック障害等)	
	14	認知症	
	15	心的外傷後ストレス障害(PTSD)	
	16	発達障害(自閉症、学習障害等)	
	17	精神科ショート・ケア	
	18	精神科デイ・ケア	
	19	精神科ナイト・ケア	
	20	精神科デイ・ナイト・ケア	
	21	重度認知症患者デイ・ケア	
		4.眼領域	
	1	眼領域の一次診療	
	2	硝子体手術	○
	3	水晶体再建術(白内障手術)	○
	4	緑内障手術	○
	5	網膜光凝固術(網膜剥離手術)	○
	6	斜視手術	○
	7	角膜移植術	○
	8	コンタクトレンズ検査	
	9	小児視力障害診療	
		5.耳鼻咽喉領域	
	1	耳鼻咽喉領域の一次診療	
	2	喉頭ファイバースコープ	
	3	純音聴力検査	
	4	補聴器適合検査	
	5	電気味覚検査	
	6	小児聴力障害診療	
	7	鼓室形成手術	○

	8	副鼻腔炎手術	○
	9	内視鏡下副鼻腔炎手術	○
	10	舌悪性腫瘍手術	○
	11	舌悪性腫瘍化学療法	
	12	舌悪性腫瘍放射線療法	
	13	咽頭悪性腫瘍手術	○
	14	咽頭悪性腫瘍化学療法	
	15	咽頭悪性腫瘍放射線療法	
	16	喉頭悪性腫瘍手術	○
	17	喉頭悪性腫瘍化学療法	
	18	喉頭悪性腫瘍放射線療法	
	19	摂食機能障害の治療	
		6.呼吸器領域	
	1	呼吸器領域の一次診療	
	2	気管支ファイバースコープ	
	3	肺悪性腫瘍摘出術	○
	4	胸腔鏡下肺悪性腫瘍摘出術	○
	5	肺悪性腫瘍化学療法	
	6	肺悪性腫瘍放射線療法	
	7	在宅持続陽圧呼吸療法(睡眠時無呼吸症候群治療)	
	8	在宅酸素療法	
		7.消化器系領域	
	1	消化器系領域の一次診療	
	2	上部消化管内視鏡検査	
	3	上部消化管内視鏡的切除術	○
	4	下部消化管内視鏡検査	
	5	下部消化管内視鏡的切除術	○
	6	虫垂切除術(乳幼児を除く)	○
	7	食道悪性腫瘍手術	○
	8	食道悪性腫瘍化学療法	
	9	食道悪性腫瘍放射線療法	
	10	胃悪性腫瘍手術	○
	11	腹腔鏡下胃悪性腫瘍手術	○
	12	胃悪性腫瘍化学療法	
	13	胃悪性腫瘍放射線療法	
	14	大腸悪性腫瘍手術	○
	15	腹腔鏡下大腸悪性腫瘍手術	○
	16	大腸悪性腫瘍化学療法	
	17	人工肛門の管理	
		8.肝・胆道・膵臓領域	
	1	肝・胆道・膵臓領域の一次診療	
	2	肝生検	
	3	肝悪性腫瘍手術	○
	4	肝悪性腫瘍化学療法	
	5	胆道悪性腫瘍手術	○
	6	胆道悪性腫瘍化学療法	
	7	開腹による胆石症手術	○
	8	腹腔鏡下胆石症手術	○
	9	内視鏡的胆道ドレナージ	○
	10	経皮経肝的胆道ドレナージ	○
	11	膵悪性腫瘍手術	○
	12	膵悪性腫瘍化学療法	
	13	膵悪性腫瘍放射線療法	
	14	体外衝撃波胆石破砕術	○
	15	生体肝移植	○

			9.循環器系領域	
		1	循環器系領域の一次診療	
		2	ホルター型心電図検査	
		3-1	心臓カテーテル法による諸検査(24時間対応)	
		3-2	心臓カテーテル法による諸検査(上記以外)	
		4	心臓カテーテル法による血管内視鏡検査	
		5	冠動脈バイパス術	○
		6	経皮的冠動脈形成術(PTCA)	○
		7	経皮的冠動脈血栓吸引術	○
		8	経皮的冠動脈ステント留置術	○
		9	弁膜症手術	○
		10	開心術	○
		11	大動脈瘤切除術	○
		12	下肢静脈瘤手術	○
		13	ペースメーカー移植術	○
		14	ペースメーカー管理	
			10.腎・泌尿器系領域	
		1	腎・泌尿器系領域の一次診療	
		2	膀胱鏡検査	
		3	腎生検	
		4	血液透析	
		5	夜間透析	
		6	腹膜透析(CAPD)	
		7	体外衝撃波腎・尿路結石破碎術	○
		8	腎悪性腫瘍手術	○
		9	腎悪性腫瘍化学療法	
		10	膀胱悪性腫瘍手術	○
		11	膀胱悪性腫瘍化学療法	
		12	前立腺悪性腫瘍手術	○
		13	腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術	○
		14	前立腺悪性腫瘍化学療法	
		15	前立腺悪性腫瘍放射線療法	
		16	生体腎移植	○
		17	尿失禁の治療	
			11.産科領域	
		1	産科領域の一次診療	
		2	正常分娩	○
		3	選択帝王切開術	○
		4	緊急帝王切開術	○
		5	卵管形成術	○
		6	卵管鏡下卵管形成術	○
		7	ハイリスク妊産婦共同管理	
			12.婦人科領域	
		1	婦人科領域の一次診療	
		2	更年期障害治療	
		3	子宮筋腫摘出術	○
		4	腹腔鏡下子宮筋腫摘出術	○
		5	子宮悪性腫瘍手術	○
		6	子宮悪性腫瘍化学療法	
		7	子宮悪性腫瘍放射線療法	
		8	卵巣悪性腫瘍手術	○
		9	卵巣悪性腫瘍化学療法	
		10	卵巣悪性腫瘍放射線療法	

		13.乳腺領域	
	1	乳腺領域の一次診療	
	2	乳腺悪性腫瘍手術	○
	3	乳腺悪性腫瘍化学療法	
	4	乳腺悪性腫瘍放射線療法	
		14.内分泌・代謝・栄養領域	
	1	内分泌・代謝・栄養領域の一次診療	
	2	内分泌機能検査	
	3	インスリン療法	
	4	糖尿病患者教育(食事療法、運動療法、自己血糖測定)	
	5	糖尿病による合併症に対する継続的な管理・指導	
	6	甲状腺腫瘍手術	○
	7	甲状腺悪性腫瘍化学療法	
	8	甲状腺悪性腫瘍放射線療法	
	9	副腎悪性腫瘍手術	○
	10	副腎腫瘍摘出術	○
		15.血液・免疫系領域	
	1	血液・免疫系領域の一次診療	
	2	骨髓生検	
	3	リンパ節生検	
	4	血液細胞核酸増幅同定検査	
	5	白血病化学療法	
	6	白血病放射線療法	
	7	骨髓移植	○
	8	臍帯血移植	○
	9	リンパ組織悪性腫瘍化学療法	
	10	リンパ組織悪性腫瘍放射線療法	
	11	血液凝固異常の診断・治療	
	12	エイズ診療	
	13	アレルギーの減感作療法	
		16.筋・骨格系及び外傷領域	
	1	筋・骨格系及び外傷領域の一次診療	
	2	関節鏡検査	
	3	手の外科手術	
	4	アキレス腱断裂手術(筋・腱手術)	○
	5	骨折観血的手術	○
	6	人工股関節置換術(関節手術)	○
	7	人工膝関節置換術(関節手術)	○
	8	脊椎手術	○
	9	椎間板摘出術	○
	10	椎間板ヘルニアに対する内視鏡下椎間板摘出術	○
	11	軟部悪性腫瘍手術	○
	12	軟部悪性腫瘍化学療法	
	13	骨悪性腫瘍手術	○
	14	骨悪性腫瘍化学療法	
	15	小児整形外科手術	○
	16	義肢装具の作成及び評価	
		17.リハビリ領域	
	1	視能訓練	
	2	摂食機能療法	
	3	心大血管疾患リハビリテーション	○
	4	脳血管疾患等リハビリテーション	○
	5	運動器リハビリテーション	○
	6	呼吸器リハビリテーション	○

	7	難病患者リハビリテーション	○
	8	障害児(者)リハビリテーション	○
		18.小児領域	
	1	小児領域の一次診療	
	2	小児循環器疾患	
	3	小児呼吸器疾患	
	4	小児腎疾患	
	5	小児神経疾患	
	6	小児アレルギー疾患	
	7	小児自己免疫疾患	
	8	小児糖尿病	
	9	小児内分泌疾患	
	10	小児先天性代謝疾患	
	11	小児血液疾患	
	12	小児悪性腫瘍	
	13	小児外科手術	○
	14	小児の脳炎・髄膜炎	○
	15	小児の腸重積	○
	16	乳幼児の育児相談	
	17	夜尿症の治療	
	18	小児食物アレルギー負荷検査	
		19.麻酔領域	
	1	麻酔科標榜医による麻酔(麻酔管理)	○
	2	全身麻酔	○
	3	硬膜外麻酔	○
	4	脊髄麻酔	○
	5	神経ブロック	
	6	硬膜外ブロックにおける麻酔剤の持続注入	○
		20.緩和ケア領域	
	1	医療用麻薬によるがん疼痛治療	
	2	緩和的放射線療法	
	3	がんに伴う精神症状のケア	
		21.放射線治療領域	
	1	体外照射	
	2	ガンマナイフによる定位放射線治療	○
	3	直線加速器による定位放射線治療	○
	4	密封小線源照射	
	5	術中照射	
		22.画像診断	
	1	画像診断管理(専ら画像診断を担当する医師による読影)	
	2	遠隔画像診断	
	3	単純CT撮影	○
	4	特殊CT撮影	○
	5	MRI撮影	○
	6	マンモグラフィ検査(乳房撮影)	○
	7	ポジトロン断層撮影(PET)又はポジトロン断層・コンピューター断層複合撮影	○
		23.病理診断	
	1	病理診断(専ら病理診断を担当する医師による診断)	
	2	病理迅速検査	
		24.歯科領域	
	1	歯科領域の一次診療	

		2 成人の歯科矯正治療	
		3 唇顎口蓋裂の歯科矯正治療	
		4 顎変形症の歯科矯正治療	
		5 障害者の歯科治療	
		6 摂食機能障害の治療	
		25.口腔外科領域	
		1 埋伏歯抜歯	
		2 顎関節症治療	
		3 顎変形症治療	
		4 顎骨骨折治療	
		4 口唇・舌・口腔粘膜の炎症・外傷・腫瘍の治療	
		5 唇顎口蓋裂治療	
		26.その他	
		1 漢方医学	
		2 鍼灸治療	
		3 外来での化学療法	
		4 在宅における看取り	○
12)	対応することができる短期滞在手術	①日帰り手術	
		1 皮膚、皮下腫瘍摘出術	
		2 腋臭症手術	
		3 半月板切除術	
		4 手根管開放手術	
		5 水晶体再建術	
		6 乳腺腫瘍摘出術	
		7 気管支狭窄拡張術	
		8 気管支腫瘍摘出術	
		9 ヘルニア手術(鼠径ヘルニア)	
		10 内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術	
		11 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術	
		12 経尿道的レーザー前立腺切除術	
		②1泊2日入院手術	
		1 関節鼠摘出術	
		2 半月板縫合術	
		3 靱帯断裂縫合術	
		4 胸腔鏡下交感神経節切除術	
		5 顎下線腫瘍摘出術	
		6 甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術	
		7 下肢静脈瘤手術	
		8 腹腔鏡下胆嚢摘出術	
		9 腹腔鏡下虫垂切除術	
		10 痔核手術	
		11 経尿道的尿路結石除去術	
		12 尿失禁手術	
		13 子宮頸部切除術	
		14 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	
		15 子宮附属器腫瘍摘出術	
13)	対応することができる予防接種	1 ジフテリア	
		2 破傷風	
		3 三種混合(ジフテリア+百日咳+破傷風)	
		4 二種混合(ジフテリア+破傷風)	
		5 ポリオ	
		6 麻疹	
		7 風疹	

	8	二種混合(麻疹+風疹)	
	9	日本脳炎	
	10	BCG	
	11	インフルエンザ	
	12	おたふくかぜ	
	13	水痘	
	14	B型肝炎	
	15	A型肝炎	
	16	コレラ	
	17	狂犬病	
	18	黄熱病	
	19	肺炎球菌感染症	
14)		①在宅医療	
	1	往診(24時間往診可能)	
	2	往診(上記以外)	
	3	地域連携退院時共同指導	
	4	在宅患者訪問診療	
	5	在宅時医学総合管理	
	6	在宅末期医療総合診療	
	7	救急搬送診療	
	8	在宅患者訪問看護・指導	
	9	在宅患者訪問点滴注射管理指導	
	10	在宅訪問リハビリテーション指導管理	
	11	訪問看護指示	
	12	在宅患者訪問薬剤管理指導	
	13	在宅患者訪問栄養食事指導	
		②在宅療養指導	
	1	退院前在宅療養指導管理	
	2	在宅自己注射指導管理	
	3	在宅自己腹膜透析指導管理	
	4	在宅血液透析指導管理	
	5	在宅酸素療法指導管理	
	6	在宅中心静脈栄養法指導管理	
	7	在宅成分栄養経管栄養法指導管理	
	8	在宅自己導尿指導管理	
	9	在宅人工呼吸指導管理	
	10	在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	
	11	在宅悪性腫瘍患者指導管理	
	12	在宅寝たきり患者処置指導管理	
	13	在宅自己疼痛管理指導管理	
	14	在宅肺高血圧症患者指導管理	
	15	在宅気管切開患者指導管理	
	16	寝たきり老人訪問指導管理	
		③診療内容	
	1	点滴の管理	
	2	中心静脈栄養	
	3	腹膜透析	
	4	酸素療法	
	5	経管栄養	
	6	疼痛の管理	
	7	褥瘡の管理	
	8	人工肛門の管理	
	9	人工膀胱の管理	
	10	レスピレーター(人工呼吸器)	
	11	モニター測定(血圧・心拍等)	

		12	尿カテーテル(留置カテーテル等)	
		13	気管切開部の処置	
		14	在宅ターミナルケアの対応	
			④連携の有無	
		1	病院との連携	
		2	診療所との連携	
		3	訪問看護ステーションとの連携	
		4	居宅介護支援事業所との連携	
		5	薬局との連携	
15)	対応可能な介護保険サービス		①施設サービス	
		1	介護福祉施設サービス	
		2	介護保健施設サービス	
		3	介護療養施設サービス	
			②居宅介護支援	
		1	居宅介護支援	
			③居宅サービス	
		1	訪問介護	
		2	訪問入浴介護	
		3	訪問看護	
		4	訪問リハビリテーション	
		5	居宅療養管理指導	
		6	通所介護	
		7	通所リハビリテーション	
		8	短期入所生活介護	
		9	短期入所療養介護	
		10	特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	
		11	福祉用具貸与	
		12	特定福祉用具販売	
			④地域密着型サービス	
		1	夜間対応型訪問介護	
		2	認知症対応型通所介護	
		3	小規模多機能型居宅介護	
		4	認知症対応型共同生活介護	
		5	地域密着型特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	
		6	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	
			⑤介護予防支援	
		1	介護予防支援	
			⑥介護予防サービス	
		1	介護予防訪問介護	
		2	介護予防訪問入浴介護	
		3	介護予防訪問看護	
		4	介護予防訪問リハビリテーション	
		5	介護予防居宅療養管理指導	
		6	介護予防通所介護	
		7	介護予防通所リハビリテーション	
		8	介護予防短期入所生活介護	
		9	介護予防短期入所療養介護	
		10	介護予防特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	
		11	介護予防福祉用具貸与	
		12	特定介護予防福祉用具販売	

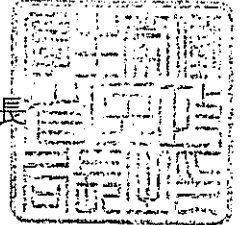
		⑦介護予防地域密着型サービス	
		1 介護予防認知症対応型通所介護	
		2 介護予防小規模多機能型居宅介護	
		3 介護予防認知症対応型共同生活介護	
16)	妊産婦等に対する相談又は指導	1 周産期相談	
		2 母乳育児相談	
		3 栄養相談	
		4 家族計画指導(受胎調節実施指導を含む)	
		5 女性の健康相談	
		6 訪問相談又は訪問指導	
17)	医療従事者の種類	1 医師	
		2 歯科医師	
		3 薬剤師	
		4 看護師	
		5 准看護師	
		6 助産師	
		7 歯科衛生士	
		8 診療放射線技師	
		9 理学療法士	
		10 作業療法士	
18)	オーダリングシステム	1 検査	
		2 処方	
		3 予約	



医政発第0330036号
平成19年3月30日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



医療安全支援センター運営要領について

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律（平成18年法律第84号）により、医療法（昭和23年法律第205号）の一部が改正され、平成19年4月1日より、都道府県、保健所を設置する市及び特別区は、医療安全支援センターを設けるよう努めなければならないこととされたところである。

これを受け、各都道府県における医療安全支援センターの運営方法等について、別添のとおり「医療安全支援センター運営要領」を定めたので、十分御了知の上、その運営に遺憾のないよう特段の御配慮をいただくとともに、管下職員等に対し周知願いたい。

なお、「医療安全支援センターの設置について」（平成15年4月30日医政発第0430003号本職通知）及び「医療相談コーナーの設置について」（昭和55年11月10日医発1135厚生省医務・公衆衛生・薬務・社会・保険局長連名通知）は廃止することとする。

医療安全支援センター運営要領

1 目 的

良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律により改正された医療法（昭和23年法律第205号）第6条の11に基づき、医療に関する患者・住民の苦情・心配や相談に対応し、病院、診療所、助産所、その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）に対する助言、情報提供及び研修、患者・住民に対する助言及び情報提供、並びに地域における意識啓発を図り医療安全を推進することによって、住民の医療に対する信頼を確保することを目的として、医療安全支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 基本方針

センターは、次の基本方針により運営すること。

- (1) 患者・住民と医療提供施設との信頼関係の構築を支援するよう努めること。
- (2) 患者・住民と医療提供施設との間にあって、中立的な立場から相談等に対応し、患者・住民と医療提供施設の双方から信頼されるよう努めること。
- (3) 患者・住民が相談しやすい環境整備に努めること。
- (4) 相談者のプライバシーを保護し、相談により相談者が不利益を被ることがないように配慮する等、安心して相談できる環境整備に努めること。
- (5) 地域の医療提供施設や医療関係団体の相談窓口や関係する機関・団体等と連携、協力して運営する体制を構築するよう努めること。

3 運営主体

都道府県及び保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）とする。

4 運営体制

(1) センターの設置・運営

- ① 都道府県及び保健所設置市区にセンターを設置することを基本とする。また、これに加えて、二次医療圏ごと（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市区」という。）のみで構成される医療圏は除く。）に設置することが望ましい。
- ② 各都道府県内のセンターは、相互に連携・協力を図ること。
- ③ センターには、患者・住民からの相談等に対応するための「相談窓口」及び当該センターの活動方針等を協議するための「医療安全推進協議会」を設けることを基本とすること。

④ センターの業務

（都道府県センター）

- ア 患者・住民からの苦情や相談への対応
- イ 医療安全推進協議会の開催
- ウ 患者・住民からの相談等に適切に対応するために行う、関係する機関・団体等との連絡調整
- エ 医療安全の確保に関する必要な情報の収集及び提供
- オ 研修会の受講等によるセンターの職員の資質の向上
- カ 医療安全の確保に関する必要な相談事例の収集、分析及び情報提供

- キ 保健所設置市区センターとの連絡調整
- ク 二次医療圏センターに対する助言、指導
- ケ 二次医療圏センター相談職員に対する研修の実施
- コ 医療安全施策の普及・啓発（医療提供施設等に関する情報提供や助言や研修、患者・住民に対する医療安全に係る啓発等を含む。）
- サ 二次医療圏センターが運営する業務内容の評価
- シ 二次医療圏センターの行う業務を補完する業務

（保健所設置市区センター）

- ス 患者・住民からの苦情や相談への対応
- セ 医療安全推進協議会の開催
- ソ 患者・住民からの相談等に適切に対応するために行う、関係する機関・団体等との連絡調整
- タ 医療安全の確保に関する必要な情報の収集及び提供
- チ 研修会の受講等によるセンターの職員の資質の向上
- ツ 医療安全の確保に関する必要な相談事例の収集、分析及び情報提供
- テ 都道府県センターとの連絡調整
- ト 医療安全施策の普及・啓発（医療提供施設等に関する情報提供や助言・研修、患者・住民に対する医療安全に係る啓発等を含む。）

（二次医療圏センター）

- ナ 患者・住民からの苦情や相談への対応
- ニ 地域の実情に応じた、医療安全推進協議会等のセンターの運営方針等を検討する会議の開催
- ヌ 患者・住民からの相談等に適切に対応するために行う、関係する機関・団体等との連絡調整
- ネ 医療安全の確保に関する必要な情報の収集及び提供
- ノ 研修会の受講等によるセンターの職員の資質の向上
- ハ 医療安全の確保に関する必要な相談事例の収集、分析及び情報提供
- ヒ 医療安全施策の普及・啓発（医療提供施設等に関する情報提供や助言・研修、患者・住民に対する医療安全に係る啓発等を含む。）

（２）相談窓口

医療に関する患者・住民の相談等へ適切に対応するため、センターに「相談窓口」を設けること。

① 職員配置

- ア 相談窓口には、患者・住民の相談等に適切に対応するために必要な知識・経験を有し、かつ、臨床経験を有する医師、看護師等の複数の専任職員を配置することが望ましい。
- イ 多様な相談等に適切に対応するため、都道府県等に配置されているその他の職員（医師、看護師、その他医療技術職員等）の兼務を行うなど、都道府県等の実情に応じ、弾力的な職員の活用を図る。
- ウ 法律や判例の解釈に関する事項や医療内容、法律及び判例に関する事項等、高い専門性を

必要とする相談等については、医療安全推進協議会の委員の協力を求めるなど、専門家から助言を受けることができる体制を別途整備する。

② 設置場所

ア 相談窓口の設置に際しては、都道府県、保健所等における庁舎内の相談窓口コーナーを活用するなど患者・住民の利便性に配慮する。

イ 面談による相談等に対応する場合には、個室を確保するなど相談者のプライバシーの保護に配慮する。

③ 相談職員の研修等

ア 相談等へ適切に対応するために、相談職員に対して、カウンセリングに関する技能、医事法制や医療訴訟に関する知識、事例分析に関する技能等の習得に必要な研修を定期的に受講させる。

イ 相談職員の心身面での健康保持に十分留意する。

ウ 個々の相談職員間の対応内容のばらつきを是正する観点から、相談対応の手順、心構え、個別事例の対応方針、他の機関・団体との連絡調整方法、相談内容の引継ぎ方法などをまとめた「相談対応のための手引」（仮称）を作成し活用することが望ましい。

④ 相談対応に係る留意事項

ア 相談の受付

（ア）相談受付曜日や時間は患者・住民の利便性に配慮し、出来る限り幅広く設定することが望ましい。

（イ）相談受付方法は、相談者が利用しやすく、多様な相談にも適切に対応できる方法とし、可能な限り選択肢を多様化することが望ましい。（例：電話、面談、手紙、E-mail等）

イ 基本的な考え方

（ア）患者・住民と医療提供施設との信頼関係の構築を支援するよう努める。

（イ）センターは、医療行為における過失や因果関係の有無、責任の所在を判断・決定するのではなく、患者・住民と医療従事者や医療提供施設の間であって、中立的な立場から問題解決に向けた双方の取組みを支援するよう努める。

（ウ）患者・住民と医療提供施設の双方から信頼されるよう努める。

ウ 相談者への対応

（ア）相談者の話を傾聴し、丁寧な対応を心がける。

（イ）医療内容等に関する専門的な相談については、相談者のみによる対応が困難な場合であっても、専門家から助言を受けるなどにより丁寧に対応する。

（ウ）相談者数や相談時間等に配慮し、相談者に対し公平、公正に対応する。

エ 情報収集及び記録に関する事項

（ア）日頃より、相談対応に必要な情報を収集しておくとともに、必要に応じ、個別の相談に対応するための追加的な情報収集を行う。

(イ) 相談内容や対応について、適切な様式を作成し記録し保存するとともに、適切に活用する。

オ 他の機関・団体等との連携、協力

(ア) 多様な相談に適切に対応するために、可能な限り医療提供施設、地域医師会等医療関係団体、弁護士会や民間における相談窓口等（都道府県等の保健、薬事、福祉等の関係部署を含む）関係機関・団体等と情報交換を行うなど、緊密な連携、協力を図ることが重要である。

(イ) 他の機関・団体等との間で情報交換を行う場合には、使用する様式や情報の取り扱い等の手続きを統一するなど、情報交換のルールを定めることが望ましい。

(3) 医療安全推進協議会

都道府県及び保健所設置市区に設置されるセンターは、地域における患者・住民からの相談等に適切に対応するために、センターの運営方針や地域における医療安全の推進のための方策等を検討する「医療安全推進協議会（以下「協議会」という。）」を設ける。

なお、二次医療圏センターにおいては、当該医療圏の実情に応じて協議会を設けるよう努めること。

① 委員

協議会の中立性、公平性を確保するため、医療サービスを利用する者、医師会等医療関係団体の担当者や弁護士等の有識者などから複数の委員を選任する。なお、委員数は地域の実情に応じて定めること。

② 開催

協議会は年4回程度を目途に、地域の実情に応じて開催する。

③ 業務

ア センターの運営方針及び業務内容の検討

イ センターの業務の運営に係る関係機関・団体との連絡調整

ウ 個別相談事例等のうち重要な事例や専門的な事例に係る助言

エ 地域における医療安全の推進のための方策の検討

オ その他センターの業務に関する重要事項の検討

④ その他

その他協議会の運営について必要な事項は、別途都道府県等において定める。

(4) 医療の安全に関する情報の提供

① 当該地域における医療の質の向上を図るため、医療安全の推進に資する情報を適切に情報提供する。

② 医療の安全に関する情報としては、以下のものがある。

例) 医療関係団体等が公表する医療安全に関する情報

財団法人日本医療機能評価機構が情報提供する医療安全情報及び医療事故情報収集等事業報告書等

センターに寄せられた医療安全に資する教訓的な相談事例

(5) 研修の実施及び意識の啓発

① 医療提供施設に対し、医療安全に関する制度、医療安全のための組織的な取組、事故分析・評価・対策、医療事故発生時の対応、コミュニケーション能力の向上、職員の教育研修、意

識の向上等の内容が盛り込まれた研修を実施すること。

- ② 患者・住民に対し、医療安全に資する幅広い情報の提供等により、診療における患者の主体的な自己決定の支援や医療安全の推進のための患者・住民の参加を促すなど意識の啓発を行うこと。

(6) センターの公示

センターの名称、住所及び機能等を、都道府県等の掲示板や広報誌、ホームページ等において公示し、患者・住民等に対して幅広く周知を図ることで、利便に配慮すること。

(7) センターの業務の委託

都道府県等から業務の委託を行う場合は、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人、本事業を適切、公正かつ中立に実施することができる法人、特定非営利活動法人その他の非営利法人を含むものであって、この場合において、都道府県等は相談等への対応が円滑に行われるよう、十分な連携・調整を図ること。

(8) 秘密の保持

- ① 相談内容を当該医療提供施設等へ連絡する場合は相談者の了解を得ることとし、相談者が希望しない場合には、相談者の氏名等を医療提供施設等へ連絡しない。
- ② 相談職員は、相談により知り得た患者・住民のプライバシー保護に十分留意し、個人情報の保護に努める。

5 国による支援事業

センターの設置・運営を円滑に進めるため国として総合的な支援事業を行うこととしているので、相談職員等への研修等を活用し、医療安全の確保に関する必要な情報提供等の協力を願いたい。

〈支援事業〉

- ① 相談職員等に対する研修
- ② 相談事例等の収集・分析及び情報提供
- ③ センターの新規設置時の支援等